

オープンワーク株式会社定款

平成	28年	1月	19日	変	更
平成	29年	3月	2日	変	更
平成	30年	9月	27日	変	更
平成	30年	11月	7日	変	更
平成	30年	11月	9日	変	更
平成	31年	3月	29日	変	更
令和	元年	5月	23日	変	更
令和	2年	1月	20日	変	更
令和	2年	3月	27日	変	更
令和	3年	4月	1日	変	更
令和	4年	8月	31日	変	更
令和	5年	11月	2日	変	更

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、オープンワーク株式会社と称し、英文ではO p e n W o r
k I n c. と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等を利用した労働者の転職及び就職に関する情報サービス業務
2. 有料職業紹介事業
3. 経営コンサルタント業務
4. WE Bサイトの制作業務
5. システム開発業務
6. マーケティングリサーチ業務
7. インターネットを利用した集客支援業務
8. デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売及び提供業務
9. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、42,000,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有するその他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第18条 株主は、議決権の不統一行使を行うときは、株主総会の会日の3日前までに当会社に不統一行使を行う旨及びその理由を書面又は電磁的方法で通知しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第24条 取締役社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- ② 取締役及び各監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第31条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、法令の定める限度まで、取締役（業務執行取締役等を除く）の責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(監査役の選任及び解任の方法)

第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、法令の定める限度まで、監査役の責任を限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 48 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

③ 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払いの配当金には、利息をつけない。